

吸収合併に関する事後開示書類

(株式会社APホールディングスとの合併について)

2020年10月1日

株式会社日本創発グループ

2020年10月1日

吸収合併に関する事後開示書類

(株式会社APホールディングスとの合併について)

東京都台東区上野三丁目24番6号
株式会社日本創発グループ
代表取締役社長 藤田 一郎

当社は、2020年8月7日付で、株式会社APホールディングス（以下、「APホールディングス」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、当社を吸収合併存続会社、APホールディングスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は次のとおりです。

1 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2020年10月1日

2 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 吸収合併をやめることの請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、吸収合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

会社法第789条の規定に基づく公告を行い、かつ、知っている債権者はいませんが、異議申述期限までに本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。

- 3 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による
手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
 - (1) 吸収合併をやめることの請求
本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、当社は吸収合併をやめることの請求に係る手続は行っておりません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、当社は反対株主の買取請求手続は行っておりません。
 - (3) 債権者の異議
会社法第 799 条の規定に基づく官報及び電子公告において債権者への公告を行いました
ましたが、異議申述期限までに本合併に異議を述べた債権者はありませんでした。
- 4 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に
関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）
当社は、2020 年 10 月 1 日をもって、吸収合併契約書に従い A P ホールディングス
の権利義務の一切を承継しました。
- 5 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された
事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）
別紙のとおりです。
- 6 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
2020 年 10 月 1 日。
- 7 その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）
該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に関する事前開示書類

(株式会社日本創発グループとの合併について)

2020年8月21日

株式会社APホールディングス

2020年8月21日

吸収合併に関する事前開示書類 (株式会社日本創発グループとの合併について)

静岡県浜松市中区中島三丁目17番25号
株式会社APホールディングス
代表取締役社長 石川 典孝

当社は、2020年8月7日付で、株式会社日本創発グループ（以下、「日本創発」といいます。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、日本創発を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うこととしました。本合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示事項は、次のとおりです。

- 1 吸収合併契約の内容
別紙1「吸収合併契約書（写）」のとおりです。
- 2 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）
日本創発が、当社の完全親会社であり、発行済株式の全てを日本創発が所有しているため、本合併に際しては株式の発行及び金銭等の交付を行いません。
- 3 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）
完全親子会社間の合併のため、合併対価の交付はありません。
- 4 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）
該当事項はありません。
- 5 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）
 - (1) 日本創発の最終事業年度に係る計算書類等
別紙2「日本創発の最終事業年度に係る計算書類等」とおりです。
 - (2) 日本創発の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

(3) 日本創発の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

1. 株式追加取得による当社の子会社化

日本創発は、以下のとおり、日本創発持分法適用関連会社である当社の株式を追加取得し、子会社化いたしました。

① 子会社の名称及び事業内容

子会社の名称	株式会社APホールディングス
事業内容	純粋持株会社

② 株式取得の要旨

(ア) 効力発生日等

現金を対価とする株式取得日	2020年1月20日
みなし取得日	2020年3月31日

(イ) 本株式取得の方式

現金を対価とする株式取得

(ウ) 取得株式数

340株（発行済株式に対する割合：21.2%）

2. 株式追加取得による新日本工芸株式会社の子会社化

日本創発は、以下のとおり、新日本工芸株式会社の株式を追加取得し、子会社化いたしました。

① 子会社の名称及び事業内容

子会社の名称	新日本工芸株式会社
事業内容	縁起物、授与品の製造・販売

② 株式取得の要旨

(ア) 効力発生日等

現金を対価とする株式取得日	2020年4月13日
みなし取得日	2020年6月30日

(イ) 本株式取得の方式

現金を対価とする株式取得

(ウ) 取得株式数

70株（発行済株式に対する割合：70%）

3. 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

① 処分の概要

日本創発は、2020年3月27日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付報酬としての自己株式の処分に係る事項について決議し、2020年4月24日に以下のとおり自己株式を処分いたしました。

a 処分した自己株式の種類	日本創発普通株式
b 処分した株式の数	303,800 株
c 処分価額	1 株につき 308 円
d 処分総額	93,570,400 円
e 処分先及びその人数	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）3 名

② 処分の目的及び理由

日本創発は、2020 年 2 月 13 日開催の取締役会において、日本創発の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する日本創発の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲の従来以上の向上を目的として、日本創発の対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、2020 年 3 月 27 日開催の第 5 回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額 200 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を 3 年間とすること等につき、ご承認をいただいています。

4. 簡易株式交換による株式会社 FIVESTARinteractive の完全子会社化

日本創発は、2020 年 5 月 26 日開催の取締役会において、日本創発を株式交換完全親会社、株式会社 FIVESTARinteractive（以下「FIVESTARinteractive」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、2020 年 6 月 23 日に以下のとおり株式交換を行いました。

本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	2020 年 5 月 26 日
株式交換契約締結	2020 年 5 月 26 日
株式交換の効力発生日	2020 年 6 月 23 日

（注）日本創発は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより本件株式交換を行いました。

② 本株式交換の方式

日本創発が株式交換完全親会社、FIVESTARinteractive が株式交換完全子会社となる株式交換により行いました。

③ 本株式交換に係る割当の内容

会社名	日本創発 (株式交換完全親会社)	FIVESTARinteractive (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	125
本株式交換により交付した株式数	日本創発普通株式：102,000株	

(注) 本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

FIVESTARinteractive の株式 1 株に対して、日本創発の株式 125 株を割当て交付しました。なお、日本創発が本株式交換により交付する普通株式は、日本創発が保有する自己株式 102,000 株を充当したため、新株式の発行はありません。

5. 簡易株式交換による新日本工芸株式会社の完全子会社化

日本創発は、2020年5月26日開催の取締役会において、日本創発を株式交換完全親会社、新日本工芸株式会社（以下、「新日本工芸」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、2020年6月23日に以下のとおり株式交換を行いました。

本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	2020年5月26日
株式交換契約締結	2020年5月26日
株式交換の効力発生日	2020年6月23日

(注) 日本創発は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより本株式交換を行いました。

② 本株式交換の方式

日本創発が株式交換完全親会社、新日本工芸が株式交換完全子会社となる株式交換により行いました。

③ 本株式交換に係る割当の内容

会社名	日本創発 (株式交換完全親会社)	新日本工芸 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	10,600
本株式交換により交付した株式数	日本創発普通株式：318,000株	

(注) 本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

新日本工芸の株式 1 株に対して、日本創発の株式 10,600 株を割当て交付しました。なお、日本創発が本株式交換により交付する普通株式は、日本創発が保有する自己株式 318,000 株を充当したため、新株式の発行はありません。

ん。

6. 簡易株式交換による田中産業株式会社の完全子会社化

日本創発は、2020年5月26日開催の取締役会において、日本創発を株式交換完全親会社、日本創発の連結子会社である田中産業株式会社（以下「田中産業」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、2020年6月23日に以下のとおり株式交換を行いました。

本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	2020年5月26日
株式交換契約締結	2020年5月26日
株式交換の効力発生日	2020年6月23日

（注）日本創発は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより本件株式交換を行いました。

② 本株式交換の方式

日本創発が株式交換完全親会社、田中産業が株式交換完全子会社となる株式交換により行いました。

③ 本株式交換に係る割当の内容

会社名	日本創発 (株式交換完全親会社)	田中産業 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	55
本株式交換により交付した株式数	日本創発普通株式：2,564,925株	

（注）本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

田中産業の株式1株に対して、日本創発の株式55株を割当て交付しました。
なお、日本創発が本株式交換により交付する普通株式は、日本創発が保有する自己株式2,564,925株を充当したため、新株式の発行はありません。

7. 簡易株式交換による当社の完全子会社化

日本創発は、2020年5月26日開催の取締役会において、日本創発を株式交換完全親会社、日本創発の連結子会社である当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、2020年6月23日に以下のとおり株式交換を行いました。

本株式交換の要旨

① 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	2020年5月26日
株式交換契約締結	2020年5月26日

株式交換の効力発生日

2020年6月23日

(注) 日本創発は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続きにより本件株式交換を行いました。

② 本株式交換の方式

日本創発が株式交換完全親会社、当社が株式交換完全子会社となる株式交換により行いました。

③ 本株式交換に係る割当の内容

会社名	日本創発 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	2,400
本株式交換により交付した株式数	日本創発普通株式：1,152,000株	

(注) 本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

当社の株式1株に対して、日本創発の株式2,400株を割当て交付しました。なお、日本創発が本株式交換により交付する普通株式は、日本創発が保有する自己株式1,152,000株を充当したため、新株式の発行はありません。

8. 株式の一部取得による株式会社ワン・パブリッシングの持分法適用関連会社化

日本創発は、以下のとおり、株式会社ワン・パブリッシングの株式の一部取得を行い、持分法適用関連会社化いたしました。

持分法適用関連会社となる会社の概要

名称	株式会社ワン・パブリッシング	
所在地	東京都品川区西五反田二丁目11番8号	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 廣瀬 有二	
事業内容	定期雑誌やムック書籍出版事業、Webメディア事業、 コンテンツマーケティング事業	
資本金	10百万円	
設立年月日	2020年7月1日	
発行済株式数	1,000株	
決算期	12月31日	
大株主及び持株比率	株式会社学研プラス	100.00%
当事会社間の関係	資本関係	記載すべき資本関係はありません。
	人的関係	日本創発取締役1名が株式会社ワン・パブリッシ

		ングの取締役を兼務しております。
	取引関係	記載すべき取引関係はありません。
取得後の持株比率	49.50%（取得前の持株比率 0.00%）	

9. 株式追加取得による株式会社アエックスの子会社化

日本創発は、以下のとおり、株式会社アエックスの第三者割当増資引受により同社株式を追加取得し、子会社化いたしました。

① 子会社の名称及び事業内容

子会社の名称 株式会社アエックス

事業内容 コンピュータグラフィックスを使用した映像の企画制作、自社コンテンツの企画制作とその管理

② 株式取得の要旨

(ア) 株式譲渡実行日 2020年7月10日

(イ) 株式取得数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

異動前の所有株式数	所有株式数 100株 (議決権の数 100個) (議決権所有割合 16.67%)
取得株式数	所有株式数 1,800株 (議決権の数 1,800個)
取得価額(※)	株式会社アエックスの普通株式 180百万円
異動後の所有株式数	所有株式数 1,900株 (議決権の数 1,900個) (議決権所有割合 79.17%)

※取得価額については、株式会社アエックスの財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、日本創発および株式会社アエックスの間で慎重に交渉・協議を重ね決定いたしました。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

① 株式交換による完全子会社化

当社は、2020年5月26日開催の取締役会において、日本創発を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、2020年6月23日に以下のとおり株式交換を行いました。

本株式交換の要旨

(ア) 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	2020年5月26日
株式交換契約締結	2020年5月26日
株式交換の効力発生日	2020年6月23日

(イ) 本株式交換の方式

日本創発が株式交換完全親会社、当社が株式交換完全子会社となる株式交換により行いました。

(ウ) 本株式交換に係る割当の内容

会社名	日本創発 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	2,400
本株式交換により交付した株式数	日本創発普通株式：1,152,000株	

(注) 本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

当社の株式1株に対して、日本創発の株式2,400株を割当て交付しました。なお、日本創発が本株式交換により交付する普通株式は、日本創発が保有する自己株式1,152,000株を充当したため、新株式の発行はありません。

6 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはありと判断しています。

以上

別紙 1 吸収合併契約書 (写)

吸収合併契約書

(吸収合併存続会社) 株式会社日本創発グループ
(吸収合併消滅会社) 株式会社APホールディングス

吸収合併契約書



株式会社日本創発グループ（本店 東京都台東区上野三丁目24番6号。以下「甲」という。）及び株式会社APホールディングス（本店 静岡県浜松市中区中島三丁目17番25号。以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

（合併に際して交付する合併対価）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、株式その他の合併対価を交付しないものとする。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第3条 甲は、本合併に際して、資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しないものとする。

（効力発生日）

第4条 本合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、令和2年10月1日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

2 前項但書の場合、乙は、令和2年10月1日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに変更後の効力発生日を公告する。

（合併承認総会）

第5条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、それぞれ株主総会の決議による本契約の承認を受けずに本合併を行う。

（会社財産の引継ぎ）

第6条 乙は、令和元年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産及び負債並びに権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

2 乙は、令和2年1月1日から令和2年9月30日に至る間の資産及び負債の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。

（会社財産の管理等）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

（従業員の処遇）

第8条 甲は、効力発生日の前日における乙の雇用する全従業員を、効力発生日において甲の従業員として引き続き雇用する。従業員に関する取扱いについては、別に甲乙協議の上、これを定める。

(合併条件の変更及び本契約の解除)

第9条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲乙協議し合意の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 甲が会社法第796条第3項の規定により、甲の株主総会において本契約の承認を要することとなった場合に、甲の株主総会において本契約の承認が得られなかった場合
- (2) 効力発生日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に本合併の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制限等が付された場合
- (3) 第9条に従い本契約が解除された場合

(本契約規定以外の事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約締結の証として、本書を作成し、甲及び乙が記名押印する。

令和2年8月7日

吸収合併存続会社(甲)

(本店) 東京都台東区上野三丁目24番6号
(商号) 株式会社日本創発グループ
(代表者) 代表取締役 藤田一郎



吸収合併消滅会社(乙)

(本店) 静岡県浜松市中区中島三丁目17番25号
(商号) 株式会社APホールディングス
(代表者) 代表取締役 石川典孝





別紙2 日本創発の最終事業年度に係る計算書類等

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、米国景気が比較的堅調な推移を示す一方、米中貿易摩擦の影響から中国その他の国々の景気が後退し、世界的な在庫調整と貿易不振となるなど、不透明感を増す状況を呈しました。そのようなグローバル経済状況への懸念から、わが国においては、外需が弱含み、為替と株価の変動、台風などの自然災害、消費税増税などによる影響が懸念される局面もありましたが、雇用情勢の安定・堅調な設備投資や所得環境の改善などを背景として、景況感は概ね緩やかな回復傾向を示しました。

当社企業グループは、クリエイティブサービスを事業とし、お客様が創造性（クリエイティブ）を表現するために必要である多様なソリューションを提供するため、「クリエイティブをサポートする企業集団」として、幅広いビジネスを積極的に展開、推進しております。

クリエイティブサービスを主な事業とするグループ各社が、専門とする付加価値の高い技術及びノウハウ、最新の生産・製造設備の導入、また、M&A等により、常に商材またはサービスを積極的に増強し、ワンストップで多様なクリエイティブニーズを確かなカタチとしてご提供できるよう努めております。

当連結会計年度の業績は、グループシナジーの実現による新たな製品・サービスに関する売上の増加に加え、第2四半期に連結子会社とした株式会社スマイル、及び持分法適用関連会社とした株式会社アプライズの親会社である株式会社APホールディングスの業績を連結業績に組み込んでおります。その結果、売上高558億3百万円（前年比9.1%増）となりました。また、前連結会計年度ののれん減損損失計上によるのれん償却費の減少、及びグループ各社のシナジー創出を目的とした事業所移転及び改装などの費用計上が前連結会計年度に比べて減少した結果、営業利益は27億24百万円（前年比69.0%増）、経常利益27億96百万円（前年比126.5%増）、経常利益に減価償却費、のれんの償却額及び金融費用を加えたEBITDAは48億8百万円（前年比30.3%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は12億74百万円（前年は親会社株主に帰属する当期純損失9億59百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、印刷製造設備を中心に、総額1,001百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び借入金で賄い、増資あるいは社債の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- ・ 2019年2月15日付株式取得により、株式会社ササオジーエスを完全子会社化いたしました。
- ・ 2019年4月9日付株式取得により、株式会社スマイルを完全子会社化いたしました。
- ・ 2019年9月20日付で、Visolab株式会社の第三者割当増資引受けにより子会社化(71.4%) いたしました。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の完全子会社である株式会社ソニックジャムと株式会社マイクログローブは、2019年1月1日を効力発生日として、株式会社ソニックジャムを存続会社とする吸収合併を2018年11月30日付の両社の株主総会にて決議しております。

(6) 対処すべき課題

当社企業グループが属するクリエイティブサービス業界においては、IoT、AI、ビッグデータ分析、シェアリングエコノミーモデルなど、高度なIT技術の急速な進歩、印刷技術の進化や、モバイルネットワークの5Gへの高速化を含めたネットワーク環境の利便性向上、4KディスプレイやVR機器等の普及など、クリエイティブの表現方法、表現技術、表現手段は、さらに多種、多様化するものと考えております。非伝統的な印刷製造技術のみならず、3D-CAD・3D-CGを軸とする印刷技術、さらに立体音響や什器などのプロダクトを含む多様なデザイン力、IT構築力をトータルで保持することが、当社企業グループにおける企業間競争において重要であります。

また、めまぐるしく変化する経営環境に対応するために、M&Aを含め継続的にソリューションを強化する必要があります。

こうした環境認識の下、当社企業グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

- ① グループ各社の役割と事業責任の明確化、また、経営の機動性を向上させ、効果的な経営資源の調達及び配分を行うことでグループ全体の企業価値の向上を図ってまいります。
- ② グループ各社が専門とする技術及びノウハウのさらなる向上を図るとともに、グループ各社の人材を含めたソリューションの連携強化、付加価値の高いサービスの開発、提供により顧客満足度の向上に取り組んでまいります。
- ③ 主力事業領域におけるシェア拡大、新規事業領域への挑戦、また不採算事業の改善等を、M&Aを含め機動的に取り組み、安定的な事業ポートフォリオの形成を目指してまいります。
- ④ 当社企業グループは事業拡大のため、人材の確保及び教育を重要な課題と認識しております。当社が中心となって、潜在能力の高い人材の獲得に向けて各種採用活動を進めるとともに、ワークライフバランスや教育を重視し、人材育成を積極的に進めてまいります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

区分	第2期 2016年12月	第3期 2017年12月	第4期 2018年12月	第5期 (当連結会計年度) 2019年12月
売上高 (百万円)	33,290	36,393	51,145	55,803
経常利益 (百万円)	1,024	1,298	1,234	2,796
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	528	1,251	△959	1,274
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	11.59	27.59	△18.85	26.20
総資産 (百万円)	28,978	50,645	49,951	51,411
純資産 (百万円)	9,090	12,674	10,973	11,213
1株当たり純資産額 (円)	205.31	230.50	198.06	219.72

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は、2020年1月1日付で、普通株式1株につき普通株式4株の割合で株式分割を行っておりますが、第2期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権 比率	主要な事業内容
■印刷・製造事業			
東京リスマチック株式会社	80	100%	商業印刷、サインディスプレイ、SPツール企画制作
日経印刷株式会社	80	100%	高度な情報管理を必要とする商業印刷
株式会社美松堂	80	100%	出版印刷、商業印刷、SPツール
田中産業株式会社	80	69.87%	クリアファイル、クリアパッケージ、オフセット大判印刷
株式会社MGS	80	100%	金属容器の企画・製造・販売
宏和樹脂工業株式会社	80	100%	特殊印刷、表面加工
株式会社エム・ピー・ビー	80	91.30%	パッケージ什器、企画・製造
株式会社スマイル※	80	100%	のぼり、幕、旗、タペストリー等の繊維製品の企画製造
■マーケティング・セールスプロモーション・ロイヤルカスタマー			
株式会社ポパール	80	100%	販売促進コンサルティング、トータルプロデュース
株式会社アスティ	80	100%	広告代理事業、SP企画制作
ダンサイエンス株式会社	80	100%	開発支援、マーケティング、営業支援
株式会社プレシーズ	80	100%	コーポレートコミュニケーション、CSR
サンエーカガク印刷株式会社	80	100%	付加価値印刷、シールラベル印刷
プリンティングイン株式会社	80	100%	同人誌、美術印刷、ギャラリー運営
成旺印刷株式会社	80	100%	エンタテインメント関連印刷
株式会社大熊整美堂	80	100%	出版印刷

会社名	資本金 (百万円)	議決権 比率	主要な事業内容
■ デジタルコンテンツ事業			
株式会社キャドセンター	80	100%	3DCG、デジタルコンテンツ制作
クラウドゲート株式会社	80	100%	ゲーム向け2D、3Dデジタルコンテンツ制作
株式会社エグゼクション	80	100%	システム開発保守、WEBサービス
株式会社ソニックジャム	80	100%	WEB、インタラクティブコンテンツ企画制作
■ メーカー・OEM・その他			
株式会社サカモト	80	98.84%	ファンシー、キャラクター文具、雑貨の企画・製造
株式会社コロレ	80	100%	袋物の企画・製造・販売
株式会社エヌビー社	80	100%	便箋、封筒、金封や、オリジナル文具の製造販売
株式会社あみューズ	80	100%	ガチャ、カプセルトイ販売レンタル
株式会社メディコス・エンタテインメント	80	100%	フィギュア企画、製作、製造
明和物産株式会社	80	100%	乳製品を中心とした宅配、販売事業

(注) ※は当連結会計年度中に新たに連結子会社となった会社であります。

(9) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

当社企業グループは、当社と子会社40社（連結子会社27社、非連結子会社13社）及び関連会社8社で構成され、「クリエイティブをサポートする企業集団」として、クリエイティブサービス事業を営んでおります。

(10) 主要な事業所 (2019年12月31日現在)

① 当社 東京都台東区

② 子会社

会社名		所在地
■印刷・製造事業		
東京リスマチック株式会社	本社	東京都千代田区
	事業所	東京都千代田区、中央区、港区、渋谷区、新宿区 計9ヶ所
	工場	東京都板橋区4ヶ所、江東区1ヶ所
日経印刷株式会社	本社	東京都千代田区
	工場	東京都板橋区、北区、長野県中野市
株式会社美松堂	本社	東京都千代田区
	工場	茨城県つくば市
田中産業株式会社	本社	埼玉県さいたま市
	工場	埼玉県さいたま市、上尾市、茨城県坂東市
株式会社MGS	本社・工場	茨城県坂東市
	営業所	埼玉県さいたま市、大阪市中央区
宏和樹脂工業株式会社	本社	東京都千代田区
	工場	東京都板橋区2ヶ所、埼玉県戸田市
株式会社エム・ピー・ビー	本社・工場	埼玉県戸田市
株式会社スマイル※	本社・工場	香川県高松市
■マーケティング・セールスプロモーション・ロイヤルカスタマー		
株式会社ポパル		東京都豊島区
株式会社アスティ		東京都中央区
ダンサイエンス株式会社		東京都中央区
株式会社プレシーズ		東京都千代田区
サンエーカガク印刷株式会社		東京都千代田区
プリンティングイン株式会社		東京都武蔵野市
成旺印刷株式会社		東京都千代田区
株式会社大熊整美堂		東京都千代田区

会社名		所在地
■ デジタルコンテンツ事業		
株式会社キャドセンター	本社	東京都千代田区
	営業所	大阪府中央区
クラウドゲート株式会社		東京都台東区
株式会社エグゼクション		東京都千代田区
株式会社ソニックジャム		東京都港区
■ メーカー・OEM・その他		
株式会社サカモト	本社	東京都台東区
	営業所	大阪府中央区
株式会社コロレ		東京都中央区
株式会社エヌビー社	本社	東京都港区
	配送センター	東京都足立区
株式会社あみューズ		愛知県刈谷市
株式会社メディコス・エンタテインメント		東京都港区
明和物産株式会社	本社	東京都中央区
	宅配センター	東京都練馬区他 計10ヶ所

(注) ※は当連結会計年度中に新たに連結子会社となりました。

(11) 使用人の状況 (2019年12月31日現在)

企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,547名	96名増

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇員は含んでおりません。

2. 前連結会計年度末からの使用人の増加は、当連結会計年度において株式会社スマイルを新たに連結子会社化したためであります。

(12) 主要な借入先の状況 (2019年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	11,100
株式会社三菱UFJ銀行	8,100
株式会社三井住友銀行	6,300

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2019年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,817,934株
- (3) 株主数 4,287名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社TKO	5,016	43.58
日本創発グループ従業員持株会	1,969	17.11
株式会社ウイルコホールディングス	360	3.13
鈴木 隆一	326	2.84
中田 久士	303	2.64
仲田 広道	281	2.44
林 基史	205	1.78
藤田 一郎	112	0.98
村田 健	112	0.97
林 健二	100	0.87

- (注) 1. 当社は自己株式2,309,168株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数を基準に算出しております。
3. 2020年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実地しましたが、株式数については、株式分割前の株式数を記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施いたしました。

これにより、発行済株式総数は55,271,736株となっております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2019年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤田 一郎	クラウドゲート株式会社 代表取締役 日経土地株式会社 代表取締役社長 株式会社ジー・ワン 代表取締役社長 ビジネスソリューション株式会社 代表取締役
取締役	鈴木 隆一	株式会社TKO 代表取締役社長
取締役	寺澤 眞一	東京リスマチック株式会社 代表取締役社長
取締役	鈴木 俊郎	株式会社キャドセンター 代表取締役社長 株式会社プレシーズ 代表取締役
取締役	林 基史	株式会社あみューズ 代表取締役社長
取締役	菊地 克二	管理本部長
取締役(監査等委員・常勤)	野沢 佳津夫	
取締役(監査等委員・常勤)	大塚 利百紀	
取締役(監査等委員)	寺田 正主	弁護士 石川・寺田法律事務所 共同代表
取締役(監査等委員)	篠崎 祥子	エスヴィータ株式会社 代表取締役社長
取締役(監査等委員)	菅波 希衣子	ワッティー株式会社 取締役社長

- (注) 1. 藤田一郎氏は、上記以外に株式会社ソニックジャム、株式会社ダンサイエンス、株式会社Five forの取締役を兼務しております。
2. 鈴木隆一氏は、上記以外に日経印刷株式会社、田中産業株式会社、株式会社MGS、研精堂印刷株式会社の取締役を兼務しております。なお、2019年12月9日をもって、鈴木隆一氏は、重要な兼職であった東京リスマチック株式会社の代表取締役社長を辞任いたしました。
3. 寺澤眞一氏は、2019年12月9日付で東京リスマチック株式会社代表取締役社長に就任いたしました。また、田中産業株式会社、株式会社MGSの取締役を兼務しております。なお、2020年1月29日をもって当社の取締役を辞任いたしました。
4. 鈴木俊郎氏は、2019年3月25日付で株式会社キャドセンター代表取締役社長に就任いたしました。また、株式会社ソニックジャムの取締役を兼務しております。なお、2020年1月29日をもって当社の取締役を辞任いたしました。
5. 林基史氏は、2019年3月28日開催の当社株主総会において当社の取締役に選任され就任いたしました。

6. 林吉男氏は、2019年3月28日開催の当社株主総会終結の時をもって、当社の取締役及び代表取締役会長を退任いたしました。
7. 吉村和敏氏は、2019年3月28日開催の当社株主総会終結の時をもって、当社の取締役及び取締役副社長を退任いたしました。
8. 植村智幸氏は、2019年3月28日開催の当社株主総会終結の時をもって、当社の取締役を退任いたしました。
9. 2020年1月29日開催の当社株主総会において、山川昌夫氏が取締役に選任され就任いたしました。また、同氏は同総会終了後開催の当社取締役会において、代表取締役会長に選定され就任いたしました。
10. 取締役（監査等委員）は、全員社外取締役であります。また、全員が東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
11. 取締役（監査等委員）全員は、以下のとおりの財務及び会計に関する知見を有しております。
 - 1) 取締役（監査等委員）野沢佳津夫氏は、他社において代表取締役として会社経営の実績があり、会社経営に関する豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 2) 取締役（監査等委員）大塚利百紀氏は、他社において取締役として会社経営の実績があり、会社経営に関する豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

なお、大塚利百紀氏は、2020年3月27日開催の当社株主総会終結の時をもって、当社の取締役（監査等委員）を退任いたします。
 - 3) 取締役（監査等委員）寺田正主氏は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4) 取締役（監査等委員）篠崎祥子氏は、他社において代表取締役として会社経営の実績があり、会社経営に関する豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5) 取締役（監査等委員）菅波希衣子氏は、他社において取締役社長として会社経営の実績があり、会社経営に関する豊富な経験と、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

なお、菅波希衣子氏は、2019年3月28日開催の当社株主総会において、取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。
12. 当社は、監査等委員のうち野沢佳津夫氏、大塚利百紀氏の2氏を常勤監査等委員として選定しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査室と十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
13. 社外役員他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「④ 社外役員に関する事項」に記載しております。
14. 2020年1月29日開催の当社株主総会において、儘田佳代子氏が取締役（監査等委員）に選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	8 (-)	87 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	5 (5)	18 (18)
合計 (うち社外取締役)	13 (5)	106 (18)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2016年3月25日開催の定時株主総会において年額200百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない) と決議いただいております。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2016年3月25日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役 (監査等委員) 寺田正主氏は石川・寺田法律事務所の共同代表であります。
 - ・取締役 (監査等委員) 篠崎祥子氏はエスヴィータ株式会社の代表取締役社長であります。
 - ・取締役 (監査等委員) 菅波希衣子氏はワッティー株式会社の取締役社長であります。
- 当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

(5) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	主要な活動状況
取締役(監査等委員・常勤) 野沢佳津夫	当事業年度において開催された取締役会22回のうち22回に出席、監査等委員会13回のうち13回に出席し、報告事項や決議事項及び監査について、他社における代表取締役としての会社経営の実績等、豊富な経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員・常勤) 大塚利百紀	当事業年度において開催された取締役会22回のうち22回に出席、監査等委員会13回のうち13回に出席し、報告事項や決議事項及び監査について、他社における取締役としての会社経営の実績等、豊富な経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員) 寺田正主	当事業年度において開催された取締役会22回のうち22回に出席、監査等委員会13回のうち13回に出席し、報告事項や決議事項及び監査について、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員) 篠崎祥子	当事業年度において開催された取締役会22回のうち21回に出席、監査等委員会13回のうち13回に出席し、報告事項や決議事項及び監査について、他社における代表取締役としての会社経営の実績等、豊富な経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員) 菅波希衣子	2019年3月28日就任以降に開催された取締役会19回のうち19回に出席、監査等委員会11回のうち11回に出席し、報告事項や決議事項及び監査について、他社における取締役社長としての会社経営の実績等、豊富な経験を活かし、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保すべく、適宜、必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、監査の適正性及び信頼性が確保できないと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、利益配分については、年4回とすることを基本として、取締役会が都度決定することにしております。また、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。」旨定款に定めております。

配当金については、安定配当の継続を基本としつつ、業績及び財務状況、配当性向、内部留保などを総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

このうち内部留保金は、経営基盤の強化を図るとともに、事業拡大の観点から成長が見込まれる分野への投資などに有効活用してまいります。

この方針に基づき、当期におきましては、第1四半期及び第2四半期に1株当たり6円をお支払いさせていただきました。第3四半期につきましては、業績が堅調に推移していることから2円増配し、1株当たり8円といたしました。また、期末配当につきましては、普通配当8円に、設立5周年記念配当2円を加えて1株当たり10円とすることを2020年2月13日開催の取締役会で決議いたしました。これにより、当期の年間配当金は、1株当たり30円となりました。

なお、当期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議	1株当たり配当額 (円)	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	6.00	利益剰余金	75	2019年 3月31日	2019年 5月27日
2019年8月13日 取締役会	6.00	利益剰余金	74	2019年 6月30日	2019年 9月26日
2019年11月11日 取締役会	8.00	利益剰余金	92	2019年 9月30日	2019年 11月26日
2020年2月13日 取締役会	10.00	利益剰余金	115	2019年 12月31日	2020年 3月30日

(注) 2020年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実地しましたが、1株当たり配当額については、株式分割前の配当額を記載しております。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、また、割合及び1株当たりの数値は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり、整備しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 取締役会は、法令、定款及び行動規範等の社内規程に従い、取締役の職務執行を監督する。

ロ. 管理本部は、コンプライアンスへの取組みを全社横断的に統括し、コンプライアンスの徹底を図る。

ハ. 内部監査室は、監査を通じて各事業部門の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合しているか否かを定期的または随時に当社及びグループ各事業部門に対する監査を実施し、その結果を内部監査室長が必要に応じて取締役会及び監査等委員会に報告する。

ニ. 代表取締役社長が、随時「行動規範」及び「法令遵守」の精神を役職員に伝えることにより、その精神をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

ホ. 役職員の法令上疑義のある行為等については、外部通報窓口として設置された企業倫理ヘルプラインにより内部者通報制度を運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は取締役会議事録、稟議書、その他重要な職務執行に係る情報が記載された文書を、関連資料とともに、適切に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

管理本部は、経営に係るリスク全般を管理する組織として「危機管理規程」、「リスク管理規程」等に基づき経営における財務リスク及び業務リスク等の危機管理等を総括的に管理し、全社的統制リスク管理の状況を検証し、各リスクに対応し、その結果を定期的に取り締り会及び監査等委員会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会については、「取締役会規程」に基づきその適切な運営を確保するため、定例の取締役会を3カ月に1回以上開催し、また、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行うこととする。

ロ. 取締役会は、経営計画を策定するとともにその執行を監督する。毎事業年度においては、経営計画との整合性を持たせた各社予算と事業部門別重点施策を策定し、担当

する取締役はその実現のため、最も効率的な業務執行制度を決定するとともに、その執行に関し責任を有する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
代表取締役社長の直轄組織である内部監査室の内部監査により、使用人の職務執行につき法令、定款、社内規程等の遵守状況を監査する。
また、外部通報窓口として設置された企業倫理ヘルプラインによる内部者通報制度により、コンプライアンス体制を強化する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「関係会社管理規程」を制定し、子会社に対し、重要な案件に関する事前協議等、当社の関与を義務付けるほか、同規程に定める一定の事項について、定期及び随時に当社に報告させる。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社は、当社の定める「危機管理規程」、「リスク管理規程」等に準拠し、グループ体となってリスクマネジメントの一元的な運用管理を行う。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社は、「職務権限規程」を制定し、意思決定を効率的に行うほか、グループ共通の社内イントラネットを活用し、業務の効率化に必要となる情報インフラの整備、構築を図る。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の内部監査室は、子会社の業務状況の内部監査を実施し、「内部監査規程」に従い随時、代表取締役社長へ報告する。また、当社管理本部は、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を対象部署に対して行う。
- ホ. その他の業務の適正を確保するための体制
当社は、子会社の自主性、独立性を尊重しつつ、その事業運営の支援、育成を目的として、経営全般にわたる管理を実施する。
当社企業グループは、当社及び子会社の営業、生産、管理等の部門において、横断的な組織として、情報交換や共有化を図るとともに、重要な問題点についての審議を通じて業務の適正な運営を実現する。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査等委員会の職務を補助するため、役員室を設置し、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会と協議し適切なスタッフを配置する。

- . 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の指示に基づき、監査等委員会の監査に係る権限の行使を補助する。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く）から監査等委員会補助者の独立性及び指示の実効性に関する事項
- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）から監査等委員補助者の独立性及び指示の実効性を確保するために、監査等委員補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。
 - . 監査等委員会の職務を補助する使用人の監査に係る指示の実効性を確保するための社内規程の整備等を行う。
- ⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く）が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 当社及びその子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告するための手続を整備し、また、監査等委員会が必要とする情報を適宜提供する。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に報告したことを理由とする不利益処分その他の不当な取扱いを禁止するとともに、子会社においてもその徹底を図る。
- ⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- イ. 監査等委員の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
 - . 緊急または臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。
- ⑫ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行う他、意思の疎通を図るものとする。
 - . 監査等委員は、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換を実施する。
 - ハ. 社外取締役の監査等委員との間で責任限定契約を締結し、果敢な監査が実施できる環境を確保する。
 - ニ. 監査等委員は、その職務を遂行するために子会社の監査役等との情報連絡を行うなど、子会社の監査役等との意思疎通及び情報の交換を図る。

⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- イ. 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図る。
- ロ. 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び他関係法令等との適合性を確保する。

⑭ 反社会的勢力排除に関する基本方針

イ. 基本的な考え方

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針とする。

また、反社会的勢力に関する情報収集に努め、部署間での連携を密にし、所轄警察署・弁護士等外部専門機関との連絡体制を築いた上で、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備する。

ロ. 整備

- ・反社会的勢力に対する当社の姿勢を「行動規範」に規定し、対応方法等に関しては、「反社会的勢力対応規程」に規定している。これらは共にイントラネット等により役職員に対し開示を行い、反社会的勢力排除に関する基本方針の徹底を図る。
- ・所轄警察署及び株主名簿管理人等から関連情報を収集し、不測の事態に備え、最新の動向を把握するよう努める。
- ・反社会的勢力に対する対応は管理本部を窓口とし、当社が入手した情報を一元的に統括・管理し、各部署での対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に関わる重要な問題として認識した場合には、迅速に経営陣に報告する体制を保持する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般に関する事項

当社の管理本部を主管部署としてグループ全社の内部統制システムの構築・維持・向上を図るとともに、必要に応じて各事業部門にて、規則・ガイドライン・マニュアル等を策定し、グループ共通の社内イントラネットへの掲示ならびに運用を行っております。

運用状況については、内部監査室が中心に、整備された社内規程等の評価及びグループ全社・全事業部門における実施状況等の評価を行い、当社の代表取締役社長へ報告しております。また必要ある場合は取締役会及び監査等委員会に報告することとしております。なお、社内規程及び実施状況等の評価にあたり、監査等委員、会計監査人と連携し、評価の質的向上及び効率化を図っております。

また発見された改善または強化すべき事項については、内部監査室から改善依頼を発生し、後日改善状況の評価を行い、適正化を図っております。

② コンプライアンスに関する事項

当社企業グループの「行動規範」を定め、グループ全社員に「行動規範」等を記載したコンプライアンスカードを配布し、周知させております。また、コンプライアンスカードには、企業倫理ヘルプライン等の外部通報窓口も記載しており、「企業倫理ヘルプライン規程」に基づき、逸脱した行為等を発見した場合の連絡先としております。

③ リスク管理に関する事項

グループ全体のリスクに関しては「リスク管理規程」「危機管理規程」に沿って見直し、また、運用しております。

情報セキュリティに関しては、情報の取扱いについての規程を整備し、運用及び実施状況の確認を行っております。

またグループ各社・各事業部門において安全衛生委員会活動による職場環境の改善、労災等の防止を行っております。

④ 監査等委員に関する事項

当社の監査等委員は当社及びグループ各社の取締役会、その他重要会議に出席して職務執行の状況等について報告をうけるとともに、取締役、会計監査人、内部監査室との情報の共有、及び代表取締役社長との定期的なヒアリングを実施しております。

⑤ 反社会的勢力排除に向けた体制に関する事項

「反社会的勢力対応規程」を定めて、グループ共通の社内イントラネットに掲示の上、周知徹底を行っております。

当社企業グループは、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないこととしております。

関係取引先との取引開始時には、反社会的勢力の排除条項を規定した基本契約書を取り交わし、反社会的勢力の排除に備えております。また、所轄警察、弁護士、その他外部機関との連絡体制を定めて情報収集を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	22,581	流動負債	30,382
現金及び預金	7,141	買掛金	2,614
受取手形及び売掛金	10,795	短期借入金	22,000
電子記録債権	1,620	1年内返済予定の長期借入金	1,200
商品及び製品	865	未払法人税等	709
仕掛品	890	その他	3,858
原材料及び貯蔵品	510	固定負債	9,814
短期貸付金	322	長期借入金	6,300
その他	779	繰延税金負債	359
貸倒引当金	△343	退職給付に係る負債	957
固定資産	28,829	資産除去債務	107
有形固定資産	22,121	その他	2,089
建物及び構築物	6,401	負債合計	40,197
機械装置及び運搬具	2,758	純資産の部	
土地	12,385	株主資本	10,005
建設仮勘定	244	資本金	400
その他	330	資本剰余金	4,937
無形固定資産	925	利益剰余金	6,826
のれん	86	自己株式	△2,157
その他	839	その他の包括利益累計額	109
投資その他の資産	5,782	その他有価証券評価差額金	108
投資有価証券	3,532	繰延ヘッジ損益	△3
繰延税金資産	358	退職給付に係る調整累計額	3
その他	1,944	非支配株主持分	1,098
貸倒引当金	△53	純資産合計	11,213
資産合計	51,411	負債・純資産合計	51,411

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		55,803
売上原価		39,827
売上総利益		15,976
販売費及び一般管理費		13,251
営業利益		2,724
営業外収益		
受取利息及び配当金	18	
持分法による投資利益	158	
その他	263	441
営業外費用		
支払利息	109	
貸倒引当金繰入額	202	
その他	58	370
経常利益		2,796
特別利益		
固定資産売却益	118	
投資有価証券売却益	129	
その他	21	269
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	93	
投資有価証券評価損	376	
減損損失	35	
役員退職慰労金	300	
その他	31	837
税金等調整前当期純利益		2,228
法人税、住民税及び事業税	1,171	
法人税等調整額	△344	826
当期純利益		1,401
非支配株主に帰属する当期純利益		127
親会社株主に帰属する当期純利益		1,274

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日)
(至 2019年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	400	4,926	5,800	△1,279	9,847
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△75	△248		△324
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,274		1,274
自己株式の取得				△878	△878
連結子会社株式の取得による 持分の増減		86			86
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	11	1,025	△878	158
当 期 末 残 高	400	4,937	6,826	△2,157	10,005

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	67	△3	△0	62	1,063	10,973
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△324
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,274
自己株式の取得						△878
連結子会社株式の取得による 持分の増減						86
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	41	0	4	46	35	82
連結会計年度中の変動額合計	41	0	4	46	35	240
当 期 末 残 高	108	△3	3	109	1,098	11,213

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 27社
- ・ 会社の名称

東京リスマチック株式会社	株式会社エグゼクション
日経印刷株式会社	株式会社ソニックジャム
株式会社美松堂	株式会社ポパル
田中産業株式会社	株式会社アスティ
株式会社MGS	ダンサイエンス株式会社
宏和樹脂工業株式会社	株式会社プレシーズ
株式会社エム・ピー・ビー	株式会社サカモト
株式会社スマイル※	株式会社あみューズ
サンエーカガク印刷株式会社	株式会社メディコス・エンタテインメント
成旺印刷株式会社	株式会社コロレ
株式会社大熊整美堂	株式会社エヌビー社
プリンティングイン株式会社	明和物産株式会社
株式会社キャドセンター	日経土地株式会社
クラウドゲート株式会社	

※ 2019年4月9日付の株式取得により子会社となりました。

②非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称

株式会社キョーコロ	株式会社P l a y c e
株式会社ハルプロモーション	キッズプランニング株式会社
カタオカプロセス株式会社	株式会社ポパルプロダクツ
株式会社ビアンコ	株式会社FIVESTARinteractive
株式会社ササオジーエス※1	株式会社V i s o l a b ※2
株式会社マーケティングディレクションズ	株式会社ハロー・ワールド
株式会社ジー・ワン	

※1 2019年2月15日付の株式取得により子会社となりました。

※2 2019年9月20日付の株式取得により子会社となりました。

※3 2019年1月1日を効力発生日として、株式会社ソニックジャムを存続会社とする吸収合併により株式会社マイクログローブは消滅いたしました。

- ・ 連結範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社数 11社

- ・ 会社の名称

株式会社キョーコロ	株式会社P l a y c e
株式会社ハルプロモーション	キッズプランニング株式会社
カタオカプロセス株式会社	株式会社ポパルプロダクツ
株式会社ビアンコ	株式会社FIVESTARinteractive
株式会社マーケティングディレクションズ	株式会社ハロー・ワールド
株式会社ジー・ワン	

※ 2019年1月1日を効力発生日として、株式会社ソニックジャムを存続会社とする吸収合併により株式会社マイクログローブは消滅いたしました。

② 持分法適用の関連会社数 4社

- ・ 会社の名称

株式会社A Pホールディングス※1	NR Iフィナンシャル・グラフィックス株式会社
株式会社サイバーネット	株式会社イメージ・マジック

※1 2019年4月3日付の株式取得により持分法適用関連会社となりました。

※2 株式会社アルファコードは、前連結会計年度においてのれん及び投資額の減損を行ったことで重要性が乏しくなったため、持分法適用の範囲から除外いたしました。

③ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

・会社の名称

(非連結子会社)

株式会社ササオジーエス

株式会社V i s o l a b

(関連会社)

株式会社アルファコード

株式会社ランスロットグラフィックデザイン

株式会社F i v e f o r

株式会社S O - K E N

④ 持分法を適用していない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

⑤ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

株式会社イメージ・マジックの決算日は4月末日であり、連結会計年度の末日と異なるため、2019年10月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

株式会社サイバーネットの決算日は1月末日であります。2019年10月末日にて仮決算を行った計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定）

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、匿名組合出資金については、その損益のうち、当社に帰属する持分相当額を営業外損益に計上するとともに、「投資有価証券」を加減する方法

ロ. たな卸資産

・ 商品・製品・原材料・仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし一部の連結子会社においては個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）及び移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

- ・ 貯蔵品
最終仕入原価による原価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 10年～50年
機械装置 2年～12年
また、取得金額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法によっております。
 - ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・ 市場販売目的のソフトウェアは、見込販売可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。
 - ・ 自社利用のソフトウェアは、利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産
 - ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
 - ・ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - イ. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算にあたり、一部の連結子会社では原則法を適用し、また、一部の連結子会社では簡便法を適用しております。
 - ・ 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時の翌連結会計年度に一括費用処理しております。また、過去勤務費用は発生年度に一括費用処理しております。
 - ・ 小規模企業等における簡便法の採用
簡便法を適用する連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法によっております。
 - ロ. 重要な収益及び費用の計上基準
 - ・ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
一部の連結子会社においては、当連結会計年度までに着手した受注製作のソフトウェア開発契約について、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の契約については工事完成基準（検

収基準)を適用しております。

ハ. のれんの償却方法及び償却期間

のれん償却については、発生の都度、子会社の実態に基づいて償却期間を見積り、1年~10年の年数で均等償却しております。

二. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 27,714百万円

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

- (2) 担保に供している資産

建物及び構築物 3,091百万円

土地 8,582百万円

計 11,673百万円

上記資産のうち、2,787百万円は、極度額2,000百万円の抵当権を設定しております。当連結会計年度末現在該当する債務は、1年内返済予定の長期借入金400百万円、長期借入金2,700百万円であります。

上記資産のうち、8,886百万円は、極度額12,220百万円の根抵当権を設定しております。当連結会計年度末現在該当する債務は、1年内返済予定の長期借入金800百万円、長期借入金3,600百万円及び短期借入金18,000百万円であります。

- (3) 休止固定資産

建物及び構築物 3百万円

機械装置及び運搬具 0百万円

土地 40百万円

計 44百万円

- (4) 連結会計年度末日満期手形の処理方法

当連結会計年度末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理をしております。

当連結会計年度末日は、銀行休業日のため、受取手形中に連結会計年度末日満期のものが、90百万円含まれております。また電子記録債権中に連結会計年度末日満期のものが、14百万円含まれております。

- (5) 手形譲渡契約に基づく債権流動化

受取手形譲渡残高 228百万円

(6) 手形割引高及び裏書譲渡高	
受取手形割引残高	5百万円
受取手形裏書譲渡残高	8百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式 普通株式	13,817,934株	－	－	13,817,934株
合計	13,817,934株	－	－	13,817,934株
自己株式 普通株式	1,309,136株	1,000,032株	－	2,309,168株
合計	1,309,136株	1,000,032株	－	2,309,168株

- (注) 1. 2020年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しましたが、株式分割前の株式数を記載しております。
2. 普通株式の自己株式の増加は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得1,000,000株及び単元未満株式の買取請求32株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年2月13日 取締役会	普通株式	75	資本剰余金	6.00	2018年 12月31日	2019年 3月28日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	75	利益剰余金	6.00	2019年 3月31日	2019年 5月27日
2019年8月13日 取締役会	普通株式	74	利益剰余金	6.00	2019年 6月30日	2019年 9月26日
2019年11月11日 取締役会(注)2	普通株式	92	利益剰余金	8.00	2019年 9月30日	2019年 11月26日

- (注) 1. 2020年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しましたが、1株当たり配当額については、株式分割前の配当額を記載しております。
2. 普通配当を2円増配し、1株当たり配当額を8.00円といたしました。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年2月13日 取締役会	普通株式	115	利益剰余金	10.00	2019年 12月31日	2020年 3月30日

- (注) 1. 2020年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しましたが、1株当たり配当額については、株式分割前の配当額を記載しております。
2. 普通配当8.00円、記念配当2.00円とし、1株当たり配当額を10.00円といたしました。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社企業グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については銀行借入による方針であります。

また、当社企業グループでは、全体の資金効率を高めるためにCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入し、必要資金については当社が銀行等金融機関から調達し、各社ごとの余剰資金と合わせてグループ全体で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権、短期貸付金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、与信及び債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券に係る市場リスクは、有価証券管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが末日締の35日後の支払期日であります。また、運転資金として短期借入金を利用しております。

長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。返済日は最長で決算日から7年後であります。

法人税、住民税(都道府県民税及び市町村民税をいう。)及び事業税の未払額である未払法人税等は、その全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

当社企業グループではCMSを導入しており、グループ全体で資金運用を行っております。資金調達に係る流動性リスクについては、当社が各社からの報告に基づいて、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては、「(注) 2.」をご参照ください。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金及び預金	7,141	7,141	—
②受取手形（電子記録債権を含む。）及び売掛金	12,416		
貸倒引当金(※)	△60		
	12,356	12,356	—
③短期貸付金	322		—
貸倒引当金(※)	△280		
	42	42	—
④投資有価証券	541	541	—
資産計	20,080	20,080	—
①買掛金	2,614	2,614	—
②短期借入金	22,000	22,000	—
③未払法人税等	709	709	—
④長期借入金（1年内返済予定を含む。）	7,500	7,499	△0
負債計	32,824	32,824	△0

(※)それぞれの債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

①現金及び預金、②受取手形（電子記録債権を含む。）及び売掛金、③短期貸付金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

①買掛金、②短期借入金、③未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④長期借入金（１年内返済予定を含む。）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	46
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資金	254
関係会社株式	2,690

非上場株式、関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④投資有価証券」には含めておりません。

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、「④投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の不動産（土地・建物等）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,636	2,787

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。その他の物件については、路線価等の指標に基づいて自社で算定した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 219円72銭

(2) 1株当たり当期純利益 26円20銭

(注) 当社は、2020年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益をそれぞれ算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、2019年12月9日開催の取締役会決議に基づき、2020年1月1日を効力発生日として、以下のとおり株式分割による新株式の発行を行っております。

(1) 株式分割の目的

株式分割を実施することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とします。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2019年12月31日を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的に2019年12月30日（月曜日））として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき4株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	13,817,934株
株式分割により増加した株式数	41,453,802株
株式分割後の発行済株式総数	55,271,736株
株式分割後の発行可能株式総数	160,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2019年12月13日
基準日	2019年12月31日
効力発生日	2020年1月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、7. 1株当たり情報に関する注記に反映されております。

(株式取得による企業結合)

I 取得による研精堂印刷株式会社の子会社化

当社は、2019年12月9日開催の取締役会において、研精堂印刷株式会社（以下、「研精堂印刷」といいます。）の株式を取得することを決議し、2020年1月10日付の株式譲渡の実行により、同社は当社の子会社となりました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称：研精堂印刷株式会社

事業内容：総合印刷業、商業印刷、出版印刷、Web制作

② 企業結合を行った主な理由

研精堂印刷は1947年1月に岡山県岡山市にて創業しました。

以後、本日至るまでに総合印刷業としての業態を確立し、岡山本社・東京の営業拠点と岡山市内の2工場の生産体制の下、事業活動を営んでおります。徹底した生産部門における品質管理は定評が高く、永きにわたるお取引先様が多いのも同社の特徴であります。

一方、当社企業グループは、クリエイティブサービスを事業とし、お客様が創造性（クリエイティブ）を表現するために必要である多様なソリューションを提供するため、「クリエイティブをサポートする企業集団」として、幅広いビジネスを積極的に展開、推進しており、汎用的な一般情報用紙への印刷にとどまらずに、特殊素材・立体物への印刷に加え、多岐にわたる「カタチあるモノ」、例えばノベルティ・フィギュア・3Dプリンター造形、デジタルコンテンツなどのソリューションの提供を行っております。

研精堂印刷と当社企業グループは、多様化するクリエイティブ需要に対して、インフラ設備やノウハウ等を融合し、付加価値の向上および生産効率の向上、並びに新たなサービスの展開等に取り組んでいくことを企図いたしました。

また、研精堂印刷を当社企業グループの印刷製造部門の西日本地区における「拠点」と位置付け、営業と生産の最適なバランスを志向いたします。

研精堂印刷が当社企業グループに加わることで、事業規模の拡大並びに当社企業グループの様々な商材と同社の多様な印刷物製造に携わってきた経験値によるシナジー効果が期待でき、ワンストップサービスの拡充が図られることから、研精堂印刷および当社企業グループの企業価値の一層の向上を実現させることが可能であると考えております。

なお、研精堂印刷代表取締役会長兼社長の山川昌夫氏は、2020年1月29日開催の当社株主総会において当社取締役に選任され、その後開催した当社取締役会において当社代表取締役会長に就任いたしました。

③ 企業結合日

2020年1月10日（現金を対価とする株式取得日）

2020年3月31日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

- ⑤ 結合後企業の名称
研精堂印刷株式会社
- ⑥ 取得した議決権比率
44.96%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
現金を対価とする株式取得を行い、当社の議決権比率は50%以下ではありますが、議決権の過半数を当社が実質的に支配していると認められるため、当社を取得企業としております。
- (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳
- | | | |
|-------|--------------|----------|
| 取得の対価 | 現金による株式取得の対価 | 1,201百万円 |
| 取得原価 | | 1,201百万円 |
- (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 4百万円

II 株式の追加取得による株式会社A Pホールディングスの子会社化

当社は、2020年1月6日開催の取締役会において、株式会社A Pホールディングス（以下、「A Pホールディングス」といいます。）の株式を追加取得することを決議し、2020年1月20日付の株式譲渡の実行により、同社及び同社の完全子会社の株式会社アプライズ（以下、「アプライズ」といいます。）は、当社の子会社となりました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業内容

(A Pホールディングス)

被取得企業の名称：株式会社A Pホールディングス

事業内容：純粋持株会社

(アプライズ)

被取得企業の名称：株式会社アプライズ

事業内容：総合印刷、広告企画・制作、編集・出版

② 企業結合を行った主な理由

2019年4月3日付でアプライズの完全親会社であるA Pホールディングスの株式の一部取得及びA Pホールディングスが行った第三者割当増資引受によりA Pホールディングスを持分法適用関連会社（議決権比率37.50%）とし、以降、A Pホールディングスの唯一の事業子会社であるアプライズと当社企業グループ各社は協業関係を構築してきました。

アプライズは、1959年5月の設立から浜松、静岡など東海地域を中心に総合印刷から、広告代理業、Web事業、出版事業などを展開しています。同社は、「顧客貢献主義」をモットーに「企画制作力」「発信力」「アイデア力」「解決力」の4つの強みと広告プロセスの大半を内製化した強みを活かし、様々なメディアを駆使しながら、広告に関するあらゆるサービスをワンストップで提供する集団として事業を拡大してきました。また、自社コンテンツのサンプリングメディア、自社媒体の「ie・bon」など独創的なサービスの提供も行っております。

一方、当社企業グループは、クリエイティブサービスを事業とし、お客様が創造性（クリエイティブ）を表現するために必要である多様なソリューションを提供するため、「クリエイティブをサポートする企業集団」として、幅広いビジネスを積極的に展開、推進しており、汎用的な一般情報

用紙への印刷にとどまらずに、特殊素材・立体物への印刷に加え、多岐にわたる「カタチあるモノ」、例えばノベルティ・フィギュア・3Dプリンター造形、デジタルコンテンツなどのソリューションの提供を行っております。

今回の追加株式取得によりA Pホールディングス及びA Pホールディングスの完全子会社であるアプライズを子会社化することによって、より強固な協業関係を構築することができ、さらなるグループシナジー創出を加速度的に進めることを企図いたしました。

なお、A Pホールディングス及びアプライズの資本金が、当社の資本金の10%以上であるため両社は特定子会社に該当いたします。

③ 企業結合日

2020年 1月20日（現金を対価とする株式取得日）

2020年 3月31日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社A Pホールディングス

株式会社アプライズ

⑥ 取得した議決権比率

（A Pホールディングス）

取得直前に所有していた議決権比率 37.50%

企業結合日に取得した議決権比率 21.25%

取得後の議決権比率 58.75%

（アプライズ）

取得直前に所有していた議決権比率 37.50%（内間接所有37.50%）

企業結合日に取得した議決権比率 21.25%（内間接所有21.25%）

取得後の議決権比率 58.75%（内間接所有58.75%）

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社がA Pホールディングスの議決権の58.75%を取得するものであり、当社を取得企業としております。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

現金による追加取得株式の対価 384百万円

取得原価 384百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当はありません。

9. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

取得による株式会社スマイルの完全子会社化

当社は、2019年4月9日開催の取締役会において、株式会社スマイルの株式取得を決議し、同日付の株式譲渡の実行により、同社は当社の連結子会社となりました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称：株式会社スマイル

事業内容：のぼり、幕、旗、タペストリー等の繊維製品の企画製造

② 企業結合を行った主な理由

スマイルは1959年にのぼり、旗、幕などの製造業にて創業し、現在では香川県高松市の工場にて、染色加工技術をベースに、シルクスクリーン印刷設備や最新鋭の大判インクジェットプリンター及び付帯の加工設備を整え、高品位な印刷にて、様々なサイズや型式ののぼり、旗、タペストリーなどの製品の製造を行っております。また、短納期の対応も強みとしております。

一方、当社企業グループは、クリエイティブサービスを事業とし、お客様が創造性（クリエイティブ）を表現するために必要である多様なソリューションを提供するため、「クリエイティブをサポートする企業集団」として、幅広いビジネスを積極的に展開、推進しており、汎用的な一般情報用紙への印刷にとどまらずに、特殊素材・立体物への印刷に加え、多岐にわたる「カタチあるモノ」、例えばノベルティ・フィギュア・3Dプリンター造形など、またデジタルコンテンツなどのソリューションの提供を行っております。

スマイルが当社企業グループに加わることで、商材ラインナップの充実により受注拡大が望まれ、またワンストップサービスの拡充が図られ、スマイルおよび当社グループの企業価値の向上を目指すことといたしました。

③ 企業結合日

2019年4月9日（現金を対価とする株式取得日）

2019年6月30日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

第三者割当増資の引受けによる株式取得

⑤ 結合後企業の名称

株式会社スマイル

⑥ 取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率

—

企業結合日に取得した議決権比率

100.00%

取得後の議決権比率

100.00%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社がスマイルの議決権の100%を取得したものであり、当社を取得企業としております。

(2) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2019年6月30日をみなし取得日としているため、2019年7月1日から2019年12月31日までの
業績が連結計算書類に含まれております。

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金による株式取得の対価	445百万円
	第三者割当増資の引受けによる株式取得の対価	473百万円
取得原価		918百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 27百万円

(5) 発生したのれんの金額及び発生原因

① 発生したのれんの金額

86百万円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

1年間での均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債

流動資産	605百万円	流動負債	108百万円
固定資産	351百万円	固定負債	16百万円
資産合計	956百万円	負債合計	124百万円

計算書類

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	14,425	流動負債	32,166
現金及び預金	3,065	短期借入金	22,000
前払費用	26	1年以内返済予定の長期借入金	1,200
短期貸付金	11,007	未払費用	71
その他	326	未払法人税等	5
固定資産	31,931	預り金	8,814
有形固定資産	3,976	その他	75
建物	444	固定負債	6,412
工具器具備品	6	長期借入金	6,300
土地	3,525	繰延税金負債	67
無形固定資産	3	その他	44
ソフトウェア	2	負債合計	38,578
その他	0	純資産の部	
投資その他の資産	27,950	株主資本	7,765
投資有価証券	628	資本金	400
関係会社株式	27,224	資本剰余金	8,962
その他	97	資本準備金	21
資産合計	46,356	その他資本剰余金	8,940
		利益剰余金	560
		利益準備金	78
		その他利益剰余金	482
		繰越利益剰余金	482
		自己株式	△2,157
		評価・換算差額等	12
		その他有価証券評価差額金	12
		純資産合計	7,778
		負債・純資産合計	46,356

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		1,850
経営サポート料収入	578	
関係会社受取配当金収入	1,036	
不動産賃貸収入	234	
売上原価		48
売上総利益		1,801
販売費及び一般管理費		1,035
営業利益		765
営業外収益		
受取利息及び配当金	104	
投資事業組合運用益	18	
貸倒引当金戻入額	100	
その他	88	311
営業外費用		
支払利息	100	
その他	2	102
経常利益		974
特別利益		
投資有価証券売却益	39	39
特別損失		
投資有価証券売却損	7	
投資有価証券評価損	61	
関係会社株式評価損	261	330
税引前当期純利益		682
法人税,住民税及び事業税	0	
法人税等調整額	7	7
当期純利益		674

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日)
(至 2019年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	400	21	9,016	9,037
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△75	△75
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)				
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	△75	△75
当 期 末 残 高	400	21	8,940	8,962

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	78	49	127
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△241	△241
当 期 純 利 益		674	674
自 己 株 式 の 取 得			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	432	432
当 期 末 残 高	78	482	560

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,279	8,285	△36	△36	8,249
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△316			△316
当 期 純 利 益		674			674
自 己 株 式 の 取 得	△878	△878			△878
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)			49	49	49
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△878	△520	49	49	△470
当 期 末 残 高	△2,157	7,765	12	12	7,778

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

イ 時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定）

ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに属する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物は定額法

なお、耐用年数は以下のとおりです。

建物 10年～36年

工具器具備品 3年～15年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアは、利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権及び短期金銭債務

短期金銭債権

11,073百万円

短期金銭債務 8,811百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 162百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 1,686百万円

販売費及び一般管理費 55百万円

営業取引以外の取引高 193百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,309,136株	1,000,032株	-	2,309,168株

(注) 1. 2020年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しましたが、株式分割前の株式数を記載しております。

2. 普通株式の自己株式の増加は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得1,000,000株及び単元未満株式の買取請求32株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

関係会社株式評価損否認	962百万円
投資有価証券評価損否認	20百万円
企業結合に伴う時価評価差額	12百万円
税務上の繰越欠損金	243百万円
その他	23百万円

小計	1,262百万円
----	----------

評価性引当額	△1,262百万円
--------	-----------

繰延税金資産合計	-
----------	---

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△15百万円
--------------	--------

企業結合に伴う時価評価差額	△51百万円
---------------	--------

繰延税金負債合計	△67百万円
----------	--------

繰延税金負債の純額	△67百万円
-----------	--------

7. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)1	科目	期末残高(注)1
子会社	東京リスマチック株式会社	所有 直接100%	経営管理グループ ファイナンス CMS取引 役員の兼任	業務受託収入(注)2	123	-	-
				経営指導料収入(注)3	76	-	-
				不動産賃貸収入(注)4	84	-	-
				資金の貸付(注)5	△193	短期貸付金	8,557
子会社	株式会社センターキャド	所有 直接100%	経営管理グループ ファイナンス CMS取引 役員の兼任	CMS資金貸借(注)6	855	預り金	1,199
				資金の借入(注)5	△1,300	短期借入金	-
				配当金収入	242	-	-
子会社	株式会社大熊整美堂	所有 直接100%	経営管理グループ ファイナンス CMS取引	配当金収入	100	-	-
子会社	日経印刷株式会社	所有 直接100%	経営管理グループ ファイナンス CMS取引 役員の兼任	配当金収入	684	-	-
				CMS資金貸借(注)6	△381	預り金	2,254
子会社	株式会社サカモト	所有 直接98.84%	経営管理グループ ファイナンス CMS取引	資金の貸付(注)5	74	短期貸付金	490
子会社	田中産業株式会社	所有 直接69.87%	経営管理グループ ファイナンス CMS取引 役員の兼任	資金の貸付(注)5	△800	短期貸付金	1,200
				CMS資金貸借(注)6	493	預り金	804
				増資引受	787	-	-
子会社	株式会社MGS	所有 直接100%	経営管理グループ ファイナンス CMS取引 役員の兼任	資金の貸付(注)5	-	短期貸付金	500
子会社	株式会社メディコス・エンタテインメント	所有 直接100%	経営管理グループ ファイナンス CMS取引	増資引受	480	-	-
子会社	株式会社美松	所有 直接100%	経営管理グループ ファイナンス CMS取引	CMS資金貸借(注)6	△117	預り金	1,081
子会社	株式会社ポパル	所有 直接100%	経営管理グループ ファイナンス CMS取引	CMS資金貸借(注)6	70	預り金	671

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 業務受託収入については、役務提供に対する費用等を勘案し、合理的に決定しております。

3. 経営指導料収入については、経営規模、業績動向等を総合的に勘案し、合理的に決定しております。

4. 不動産賃貸収入については、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。
5. グループファイナンスについては、残高が随時変動するため、取引金額には当事業年度中の増減額を記載しております。また、料率については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。
6. CMS（キャッシュ・マネジメントシステム）による資金貸借取引については、残高が随時変動するため、取引金額には当事業年度中の増減額を記載しております。
7. 当社の銀行借入について、東京リスマチック株式会社及び株式会社美松堂より不動産の担保提供を受けております。なお、保証料等の支払は行っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 168円96銭

(2) 1株当たり当期純利益 13円87銭

(注) 2020年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益をそれぞれ算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「8. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、当該項目をご参照ください。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月28日

株式会社日本創発グループ

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 沢 直 靖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鵜 飼 千 恵 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本創発グループの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本創発グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月28日

株式会社日本創発グループ

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小 沢 直 靖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鵜 飼 千 恵 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本創発グループの2019年1月1日から2019年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役会及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月2日

株式会社日本創発グループ 監査等委員会

常勤社外監査等委員 野 沢 佳津夫 ㊟

常勤社外監査等委員 大 塚 利百紀 ㊟

社外監査等委員 寺 田 正 主 ㊟

社外監査等委員 篠 崎 祥 子 ㊟

社外監査等委員 菅 波 希衣子 ㊟

以 上